第百条第四項第一号を次のように改める。

二　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下第３号から第５号までにおいて同じ。）であって、車体等その他基部から突出量が５㎜以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5㎜未満である突起物を有するもの（次に掲げるものを除く。）

イ　後写鏡

ロ　牽引装置

ハ　高さ2.0ｍを超える部分

ニ　ジャッキング・ポイント、排気管及びホイールは考慮しないものとし、かつ、ホイール・アーチの隙間は、周辺の外部表面となめらかに連続した仮想面によって埋められているものとして決定したフロアラインより下方の部分

ホ　直径100㎜の球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触しない部分

ヘ　空気を吸入又は送出するためのグリル及び間隙であって間隔が40㎜以下であるもの

ト　突起物の硬さが60ショアⒶ以下のもの

チ　窓拭き器及び前照灯洗浄器の前照灯拭き器のワイパー・ブレード並びにその支持部品

リ　車輪の回転部分

ヌ　ボディーパネルの折り返し部分であって突起の高さの10分の１以上の値の曲率半径を有するもの

ル　自動車の側面に備えるデフレクターの端部

ヲ　ボンネットの後端及びトランクルームの前端の板金端部

ワ　先端を除くアンテナのシャフト

カ　指定自動車等に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

ヨ　法第75条の２第１項の規定に基づき外装、外装の手荷物積載用部品及び外装のアンテナの装置の指定を受けた車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

第百条第五項中「及び平成」を「、平成」に、「にあっては」を「及び第４項のただし書きにより同項第２号、第３号、第４号及び第５号の基準の適用を受けない自動車にあっては」に改める。

第百十七条第四項第二号イ⑴中「Ｖ」を「Ｖ₁」に改める。

第百七十八条第三項第三号中「並びにカタピラ」を「、カタピラ」に、「を除く。）であって、次の規定」を「並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であって、次の要件」に改める。

第百七十八条第三項中「の規定にかかわらず、前項」を削る。

第百七十八条第三項第三号中「同一の位置に備えられているエア・スポイラ」の下に「又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ」を加える。

第百七十八条第四項中「ものとする。」の下に「ただし、平成29年３月31日までの間は、第２号、第３号、第４号及び第５号の基準を適用しないことができる。」を加える。

第百七十八条第四項第一二号を次のように改める。

二　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下第３号から第５号までにおいて同じ。）であって、車体等その他基部から突出量が５㎜以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5㎜未満である突起物を有するもの（次に掲げるものを除く。）

イ　後写鏡

ロ　牽引装置

ハ　高さ2.0ｍを超える部分

ニ　ジャッキング・ポイント、排気管及びホイールは考慮しないものとし、かつ、ホイール・アーチの隙間は、周辺の外部表面となめらかに連続した仮想面によって埋められているものとして決定したフロアラインより下方の部分

ホ　直径100㎜の球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触しない部分

ヘ　空気を吸入又は送出するためのグリル及び間隙であって間隔が40㎜以下であるもの

ト　突起物の硬さが60ショアⒶ以下のもの

チ　窓拭き器及び前照灯洗浄器の前照灯拭き器のワイパー・ブレード並びにその支持部品

リ　車輪の回転部分

ヌ　ボディーパネルの折り返し部分であって突起の高さの10分の１以上の値の曲率半径を有するもの

ル　自動車の側面に備えるデフレクターの端部

ヲ　ボンネットの後端及びトランクルームの前端の板金端部

ワ　先端を除くアンテナのシャフト

カ　指定自動車等に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

ヨ　法第75条の２第１項の規定に基づき外装、外装の手荷物積載用部品及び外装のアンテナの装置の指定を受けた車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

第百七十八条第五項中「及び平成」を「、平成」に、「にあっては」を「及び第４項のただし書きにより同項第２号、第３号、第４号及び第５号の基準の適用を受けない自動車にあっては」に改める。

第百九十五条第五項第二号イ⑴中「Ｖ」を「Ｖ₁」に改める。

別別別添二十一１・中「側車付二輪自動車」の下に「、三輪自動車」を加える。

別別別添二十一１・中「側車付二輪自動車」の下に「、三輪自動車」を加える。

別別別添二十二１・中「側車付二輪自動車」の下に「、三輪自動車」を加える。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○東北地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十九日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用の区間	図面
四十六号	開始　秋田県大仙市北野荒町二番一地先から同市南外字大沢二百六十番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分の字田東河北地内を除く。）	東北地方整備局道路事務局及び同局秋田河川国道事務所及び同所縦覧場

供用開始の期日　平成二十二年三月二十九日

○関東地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十九日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用の区間	図面
十九号	開始　千葉県山武郡芝山町大字岩山字塩尻字広面広丘市大字小池字上野野分一六字観音堂五九番地五九八番二地先から同市大字小池字上野野分一六字観音堂五九番地五九八番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分を除く。）	関東地方整備局千葉国道事務所及び同所縦覧場

供用開始の期日　平成二十二年三月二十九日